

## 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本民芸館(以下「当館」という。)の定款第15条及び第31条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、役員のうち、当館を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3)非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4)評議員とは、定款第13条に基づき置かれる者をいう。
- (5)報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬等、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 当館は、常勤役員及び特別な職務を執行した役員には、その対価として報酬を支給することができる。

2. 常勤役員には、常勤役員の報酬月額表(別表1)に基づき定例役員報酬を支給するものとし、特別な職務を執行した役員(非常勤役員)には、役割に応じ月額又は必要の都度定額をもって支払うことができる。
3. 役員には、賞与を支給しないものとする。
4. 役員の退職にあたっては、退職慰労金は支給しないものとする。
5. 職員を兼務する役員には、現行の職員給与分に基づいた報酬を支給するものとする。

### (報酬の決定基準)

第4条 常勤役員の報酬は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、〈別表1(常勤役員の報酬月額)に基づき〉理事会で決定する。

- 2 特別な職務を執行した役員の報酬は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、〈別表2(非常勤役員の報酬月額)に基づき〉理事会で決定する。

### (定例報酬の支給)

第5条 定例報酬の締め切り期間は毎月1日より末日までとし、支給日は当月の25日に本人名義の預金口座に振り込むものとする。ただし、25日が銀行の休業日に当たる場合は、その直前の銀行営業日に繰り上げて支給する。

### (費用)

第6条 当館は、役員及び評議員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

- 2 常勤理事には、社会保険料及び通勤に要する交通費を負担することができる。
- 3 役員及び評議員の出張に要する旅費(宿泊費を含む。)については、別に定める出張旅費区分表に準じて支給することができる。

(公表)

第 7 条 当館は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律  
第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定める  
ものとする。

附則

この規程は、公益財団法人への移行の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成 25 年 6 月 12 日から施行する

附則

この規程は、令和 4 年 6 月 25 日から施行する。(令和 4 年 6 月 24 日評議員会議決)

附則

この規程は、令和 5 年 6 月 24 日から施行する。

附則

この規程は、令和 7 年 6 月 27 日から施行する。

(別表 1) 常勤役員の定例報酬月額表

定例報酬額 (月額)
340,000円を上限とする

役員の年間報酬総額は、900万円を上限とする。

(別表 2) 非常勤役員 (特別な職務を遂行する館長職がこれにあたる)

定例報酬額 (月額)
250,000円を上限とする

年間報酬総額は常勤役員に定めている総額に (別表 2) を含むものとする。